

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和6年4月1日	令和6年度烏丸公共地下道維持管理業務委託	21,573,996		21,573,996	都市計画局都市企画部都市計画課	J R 西日本京都 S C 開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和6年7月8日	令和6年度京都市都市計画道路網の見直し業務（その1）	17,996,000		17,996,000	都市計画局都市企画部都市計画課	パシフィックコンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有	
003	令和6年6月10日	魅力ある京の広告景観づくり推進業務	8,910,000		8,910,000	都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課	中央復建コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
004	令和6年7月31日	京都市西京区役所洛西支所整備工事 ただし、昇降機設備改修工事	22,550,000		22,550,000	都市計画局公共建築部公共建築企画課	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
005	令和6年4月1日	令和6年度 京町家・木造住宅 耐震化支援事業等に係る業務	予定総額 103,419,950		103,419,950	都市計画局建築指導部建築安全推進課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
006	令和6年5月8日	既存建築物の防火・避難上の安全性向上に関する普及啓発業務委託	9,900,000		9,900,000	都市計画局建築指導部建築安全推進課	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
007	令和6年4月1日	令和6年度地域主体のまちづくり支援業務	15,746,000		15,746,000	都市計画局都市景観部景観政策課	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和6年6月5日	魅力的な夜間景観づくりの推進業務	14,493,029		14,493,029	都市計画局都市景観部景観政策課	株式会社リーフ・パブリケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
009	令和6年4月1日	令和6年度京都市地域優良賃貸住宅制度に関する業務委託	5,801,000		5,801,000	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
010	令和6年4月1日	令和6年度京都市安心すまいづくり推進事業に関する業務委託	67,615,240		67,615,240	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
011	令和6年7月1日	令和6年度 京都市子育て世帯既存住宅取得応援金に関する業務委託	19,498,710		19,498,710	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
012	令和6年4月1日	洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業	63,005,850		63,005,850	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
013	令和6年5月31日	タウンセンターエリアにおける公共空間再整備構想策定業務	7,480,000		7,480,000	都市計画局住宅室住宅政策課	東邦レオ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
014	令和6年5月31日	タウンセンターエリア内の公共空間を活用した市民協働によるまちづくりの支援業務	7,480,000		7,480,000	都市計画局住宅室住宅政策課	株式会社 studio-L	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
015	令和6年4月1日	令和6年度空き家相談窓口受付等業務委託	13,275,000		13,275,000	都市計画局住宅室住宅政策課	京都府行政書士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
016	令和6年5月17日	新たな空き家利活用促進業務委託	29,260,000		29,260,000	都市計画局住宅室住宅政策課	株式会社都市機能計画室	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
017	令和6年7月1日	令和6年度京都市空き家等の活用・流通補助金及び空き家マッチングに係る窓口等業務委託	10,000,000		10,000,000	都市計画局住宅室住宅政策課	京都府行政書士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
018	令和6年4月1日	住宅管理システム運用・保守対応業務	22,706,750		22,706,750	都市計画局住宅室住宅管理課	住宅管理システム運用・保守対応業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
019	令和6年4月1日	向島市営住宅9街区管理業務委託	8,613,000		8,613,000	都市計画局住宅室住宅管理課	株式会社長栄	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
020	令和6年4月1日	京都市市営住宅の管理に関する協定	3,911,476,000		3,911,476,000	都市計画局住宅室住宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
021	令和6年4月1日	被災者向け住宅情報センター運営に関する業務	29,386,000		29,386,000	都市計画局住宅室住宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
022	令和6年6月1日	住宅管理システム機器更新に伴う環境構築作業	38,995,000		38,995,000	都市計画局住宅室住宅管理課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
023	令和6年9月10日	上賀茂市営住宅敷地に係る境界確定業務委託	6,526,300		6,526,300	都市計画局住宅室住宅管理課	公益社団法人京都公共嘱託登記士地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終 (現時点)								
024	令和6年7月3日	京都市市営住宅団地再生事業養正市営住宅更新棟(第2期)基本計画策定支援業務	20,350,000		20,350,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社住建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
025	令和6年5月1日	養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務	9,719,600		9,719,600	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都公共囁託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
026	令和6年8月23日	京都市桃陵市営住宅団地再生事業に係るPFIアドバイザー業務委託	36,000,000		36,000,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社地域経済研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
027	令和6年8月29日	改進地区市営住宅に係る境界確定等業務委託	7,988,200		7,988,200	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都公共囁託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028	令和6年4月1日	錦林市営住宅境界確定等業務委託	5,129,300		5,129,300	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都公共囁託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
029	令和6年4月1日	京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務	27,779,152		27,779,152	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社コトナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
030	令和6年4月1日	京都駅一極集中の緩和に向けた交通広告(関西圏向け)の確保に係る業務	5,280,000		5,280,000	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社JRW日本コミュニケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
031	令和6年4月1日	京都駅一極集中の緩和に向けた交通広告(首都圏向け)の確保に係る業務	11,499,950		11,499,950	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社JRW東海エージェンシー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
032	令和6年4月10日	洛西地域におけるモビリティ・マネジメント及びびかりやすい情報発信に関する業務	7,150,000		7,150,000	都市計画局歩くまち京都推進室	一般社団法人システム科学研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
033	令和6年5月17日	京都駅八条ロタクシ配車システム設備更新業務	8,492,000		8,492,000	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社日立パワーソリューションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
034	令和6年8月5日	令和6年度「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務	7,099,400		7,099,400	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
035	令和6年8月26日	令和6年度パークアンドライド利用の促進業務	13,535,500		13,535,500	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社ミーティング	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
036	令和6年8月29日	関西圏における鉄道を活用した京都市内観光地等への移動ルートの周知・案内業務	8,911,650		8,911,650	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社JTBビジネスプラットフォーム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
037	令和6年8月29日	京都駅一極集中の緩和に向けたデジタル広告による情報発信業務	10,197,000		10,197,000	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社博報堂プロダクツ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
038	令和6年8月29日	京都駅における期間限定案内所の設置等による観光客の案内・誘導業務	8,095,413		8,095,413	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社日本旅行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
039	令和6年9月9日	嵐山地域における長辻通等歩行者数調査システム導入業務	6,380,000		6,380,000	都市計画局歩くまち京都推進室	ニューラルエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
040	令和6年9月9日	観光地等交通対策(嵐山地域)に係る警備等業務	7,595,720		7,595,720	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社コトナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
041	令和6年4月1日	令和6年度京町家相談員制度等の運用業務	5,366,900		5,366,900	都市計画局まち再生・創造推進室	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042	令和6年7月17日	令和6年度京町家条例に基づく指定に係る調査等業務	5,170,000		5,170,000	都市計画局まち再生・創造推進室	株式会社ダン計画研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
043	令和6年5月1日	令和6年度京都市都市計画基本図修正・都市計画基礎調査・3D都市モデル整備業務	26,950,000		26,950,000	都市計画局まち再生・創造推進室	株式会社バスコ京都支店	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
044	令和6年9月3日	令和6年度京都市3D都市モデルを活用した講座・開発型コンテスト(ハッカソン)の企画・実施運営等に係る業務	6,146,800		6,146,800	都市計画局まち再生・創造推進室	株式会社角川アスキー総合研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
045	令和6年6月28日	令和6年度鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務	17,996,000		17,996,000	都市計画局まち再生・創造推進室	中央復建コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
046	令和6年8月28日	令和6年度エリアマネジメント支援事業における専門家派遣業務(山科・醍醐エリア)	5,100,000		5,100,000	都市計画局まち再生・創造推進室	株式会社マガザン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
047 令和6年4月24日	令和6年度「つながる交流促進・まちづくり事業」企画・運営業務	5,000,000		5,000,000	都市計画局まち再生・創造推進室	株式会社ポーネルド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
048 令和6年4月1日	御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務委託	166,187,582		166,187,582	都市計画局都市企画部都市総務課	御池公共地下道コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
049 令和6年4月1日	緑道維持管理業務	9,889,815		9,889,815	都市計画局都市企画部都市総務課	京都醍醐センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
050 令和6年4月1日	パセオ・ダイゴロー西館市施設共用部分維持管理業務	8,196,571		8,196,571	都市計画局都市企画部都市総務課	京都醍醐センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
051 令和6年4月1日	伝統的構法を用いた木造建築物の構造解析等及び図書省略認定等取得業務委託	19,800,000		19,800,000	都市計画局建築指導部建築審査課	株式会社立石構造設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度烏丸公共地下道維持管理業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局都市企画部都市計画課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番地  
JR西日本京都SC開発株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
21,573,996円
- 7 契約内容
  - (1) 電気料金の支払及び地下道内に広告物掲出の占用許可を受けた者が使用した電気料金の実費徴収
  - (2) 水道料金の支払
  - (3) 清掃業務
  - (4) 警備業務
  - (5) 京都市が選任する電気主任技術者の指示及び保安監督に基づく烏丸公共地下道の電気設備の工事、維持及び運用に関する業務
  - (6) 機械室内に設置の発電機、蓄電池等の定期保守点検及び試運転
  - (7) 防災受信盤の常時監視及び定期保守点検
  - (8) 市有財産目的外使用許可の申請に係る市への報告等に関すること。
  - (9) その他地下道の管理に関する事項で市が指定するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

烏丸公共地下道においては、その建設当初から、煙感知器等の防災設備及び防災受信盤の回線等のシステムが、隣接する京都ポルタのシステムと一体のものとして整備されており、両者のシステムは密接不可分の関係にある。京都ポルタの維持管理を行っているJR西日本京都SC開発株式会社に烏丸公共地下道の維持管理を実施させることにより、緊急時において迅速かつ効率的な対応が可能となるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都市都市計画道路網の見直し業務（その1）

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市計画課

### 3 契約締結日

令和6年7月8日

### 4 履行期間

令和6年7月9日から令和7年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区室町通綾小路 upper 鶏鉾町480番地  
パシフィックコンサルタンツ株式会社

### 6 契約金額（税込み）

17,996,000円

### 7 契約内容

- (1) 都市計画道路の見直しに係る基礎情報の収集、整理等
- (2) 都市計画道路網の見直し指針の策定
- (3) 評価カルテの作成
- (4) 将来交通量推計の算出、評価
- (5) 研究会の運営補助
- (6) 見直し指針（案）に関するパブリックコメント用資料等の作成、支援
- (7) 都市計画審議会資料の作成
- (8) 業務報告書の作成

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、本市の都市基盤を成す都市計画道路網を地域特性や交通事情等の多角的な視点から見直すものであり、本市全体のまちづくり方針や都市計画道路の特性を把握することにより、将来の本市の道路網の具体的な整備方針を作成するものである。

本業務を実施するに当たっては、地域の地形や地質、特性等の地理的条件を加味した広域のかつ専門的な視点からの道路整備効果や路線の在り方等を検討するための道路計画設計の豊富な経験や専門知識を有することが必須であり、契約相手方にはこれに十分に対応することができる技術及び業務遂行能力が要求されることから、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、当該知識及び技術の水準、他の地方公共団体における導入実績といった、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により募集を実施し、受託候補者選定委員会において提案書等の内容を審査した結果、評価点が最も高く、本業務を適切に履行する能力を有すると認められたため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
魅力ある京の広告景観づくり推進業務
- 2 担当所属名  
都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課
- 3 契約締結日  
令和6年6月10日
- 4 履行期間  
令和6年6月11日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル  
中央復建コンサルタンツ株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）  
8,910,000円
- 7 契約内容  
新技術を活用した広告物や魅力的な広告景観づくりに関する調査及びその取りまとめを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、本市の景観政策やこれまでの屋外広告物に関する取組等を十分に理解したうえで、動き・光・音を伴う新たな技術を活用した広告物への対応方法や、魅力的な広告景観づくりの推進に向けた効果的な手法等の検討のための調査を行うことを目的としている。そのため、委託契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法に顕著な差が表れるものであり、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なることから、本業務においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式を実施し、中央復建コンサルタンツ株式会社京都営業所が、上記目的を達成するために最適である判断したため、当該事業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市西京区役所洛西支所整備工事  
ただし、昇降機設備改修工事
- 2 担当所属名  
都市計画局公共建築部公共建築企画課
- 3 契約締結日  
令和6年7月31日
- 4 履行期間  
令和6年8月1日～令和7年2月28日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
22,550,000円
- 7 契約内容  
設置されている昇降機設備のうち、かご及びモーター並びに制御盤等の機器を取り替えるもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該施設に設置されている昇降機設備は、更新する機器と残す機器との間で、製造者独自の技術により通信や制御がなされており、他社製品との互換性は保証されていない。また、一部機器を残し改修する場合は、作業者が既設昇降機設備を施工した製造業者でなければ、設備全体の安全が保障されない。  
このことから、既設昇降機設備の製造業者である当該業者と随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直接工事費	1	式	13,742,800	
計			13,742,800	
共通費				
共通仮設費	1	式	612,741	
現場管理費	1	式	3,336,732	
一般管理費等	1	式	2,847,727	
計			6,797,200	
工事価格	1	式	20,540,000	
消費税等相当額	1	式	2,054,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	22,594,000	







## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度 京町家・木造住宅 耐震化支援事業等に係る業務
- 2 担当所属名  
都市計画局建築指導部建築安全推進課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）103,419,950円
- 7 契約内容  
民間木造住宅の耐震化を進めるため、木造住宅耐震化支援業務等を委託するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務はすまいに関し、市民等を対象とした相談対応及び情報発信、地域と連携した普及啓発、木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業に係る申請受付等を一貫して総合的に実施するものである。  
地域と連携した普及啓発は、公的信用力により地域住民と信頼関係を構築し、円滑・弾力的かつ継続的に業務を遂行する経験が求められる。また、市民等を対象とした相談対応及び情報発信、木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業は、秘密厳守・公平性・中立性が求められる。  
さらに、市民サービスを向上し、すまいの耐震化をより一層促進するためには、本委託業務と関連する事業の相談や総合的な提案等のワンストップ窓口としての機能が求められる。  
このため、営利を目的とする団体は委託になじまず、継続的・総合的な業務遂行能力が必要であり、随意契約理由として最大の理由である地域と連携した普及啓発及び京都市の利益増進につながる任務を担える唯一の団体である京都市住宅供給公社に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
既存建築物の防火・避難上の安全性向上に関する普及啓発業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局建築指導部建築安全推進課
- 3 契約締結日  
令和6年5月8日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
住 所 大阪市北区梅田2-5-25  
名 称 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
金9,900,000円
- 7 契約内容  
ア 建築物の防火・避難上の安全性向上に対する意識醸成に向けた企画提案  
イ 技術者の意識醸成及び知見・ノウハウの共有に係る業務  
ウ 火災安全改修等の建築物の防火・避難上の安全性向上に向けた周知啓発に関する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務では、建築、防災等の幅広い分野に関する豊富な知識・経験が必要である。  
また、火災安全改修の普及啓発の提案に当たっては、専門家から必要な情報を十分に収集し、分析及び資料作成等を的確に実施する必要がある。  
よって、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による性質又は目的が競争入札に適さないものに該当する。  
なお、公募型プロポーザルについては令和6年4月24日に選定委員会を実施し、同年4月26日に受託候補者を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度地域主体のまちづくり支援業務
- 2 担当所属名  
都市計画局都市景観部景観政策課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1  
公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
- 6 契約金額（税込み）  
15,746,000円
- 7 契約内容
  - ・まちづくりに取り組む地域への専門家派遣等の支援業務
  - ・景観まちづくりの機運醸成に資する「主体者をつながる機会・場」の構築に向けた調査
  - ・「京都市地域景観まちづくりネットワーク」の活動支援業務
  - ・建築協定の活用推進業務
  - ・連絡協議会の活動支援業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

今後のまちづくりを一層推進するためには、現在の行政主導の支援によるものではなく、地域の主体的なまちづくり活動に向けた気運の醸成や、地域と多様な専門家との連携のもとに取組を進めていくことができる環境整備が不可欠である。そのためには、以下の要件を満たす必要がある。

  - ① 本市のまちづくりに関わる制度及び政策に精通していること
  - ② 地域の主体的なまちづくり活動に関する知識、技術、経験等を有しており、他の地域団体と連携しながら、当該団体を指導・育成できること。中でも、委託業務内容の大部分を占める専門家派遣事業については、地域の特性を把握し、地域の課題や状況に応じて専門家を派遣するマッチングに長けていること。

上記①の要件を満たす委託先候補としては、本市が景観法に基づき、専門家派遣事業をはじめとする、景観法第93条に掲げられた各業務を行うにふさわしいと認めた景観整備機構のみに限定される。現在、景観整備機構として指定しているのは、「公益財団法人京都市景観・まちづくり

センター（以下「センター」という。）」（平成17年5月指定）と「NPO京都景観フォーラム」（平成26年8月指定）の2者のみである。

2者のうち、上記②の要件を満たすのは、・指定年数が長く、他の地域団体を育成する地盤があること、・多種多様な専門家を擁していること、・長年にわたり、各地域に対する1年単位での専門家派遣を実施し、派遣事業のノウハウや地域の事情に精通していること等により、豊富な実績と経験を有するセンターのみである。

以上のことから、センターは本業務の委託先に求める要件をすべて満たしており、本業務の遂行にあたって最も適正のある団体であると認められる。

## 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

## 10 契約の相手方の選定理由

相手方が特定されるために随意契約を行う。(8参照)

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
魅力的な夜間景観づくりの推進業務
- 2 担当所属名  
都市計画局都市景観部景観政策課
- 3 契約締結日  
令和6年6月5日
- 4 履行期間  
令和6年6月6日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町592番地 メディナ烏丸御池4階  
株式会社リーフ・パブリケーションズ
- 6 契約金額（税込み）  
14,493,029円
- 7 契約内容
  - ・夜間景観づくりに向けた普及啓発方法や支援制度の企画立案等
  - ・個別エリアにおける夜間景観づくりのモデルケース創出に係る支援
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、夜間の光環境等の現地調査に関する技術や経験に基づくノウハウ、夜間景観の特徴や問題点を抽出し、地域のブランディング手法等を検討する能力及びセンス等が必要となる。

したがって、本業務の委託は、契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法に顕著な差が表れるものであり、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なることから、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。

そのため、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当すると認められることから、公募型プロポーザル方式により、評価結果が第1順位の提案を行った事業者と随意契約する。
- 9 根拠法令
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により、評価結果が第1順位の提案を行った事業者である。(8参照)

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市地域優良賃貸住宅制度に関する業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
5,801,000円
- 7 契約内容
  - (1) 地域優良賃貸住宅の普及啓発及び情報提供に関すること。
  - (2) 地域優良賃貸住宅の供給計画に係る書類の受付及び指導に関すること。
  - (3) 地域優良賃貸住宅の供給計画及び賃貸計画に従った管理を行うための管理状況の把握及び指導に関すること。
  - (4) 地域優良賃貸住宅の家賃補助等に係る書類の受付及び指導に関すること。
  - (5) 地域優良賃貸住宅の入居希望者の資格審査及び選定に関すること。
  - (6) 地域優良賃貸住宅の申請書に添付される関連書類の保管。
  - (7) その他前各号に掲げる事項に附帯すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 制度普及啓発及び情報提供について  
京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は全ての地域優良賃貸住宅の管理業務者として、本市は制度の実施主体として、制度の普及に努めているが、両者が行う広報・広告・宣伝は不可分のものであり、公社が委託先であれば、これらの業務を効率的に実施できる。
  - (2) 家賃補助に係る書類の受付及び指導について  
公社は、オーナーとの管理委託契約により、全住宅の契約家賃等に係る情報を把握しているほか、入居者との賃貸借契約により、全入居者の家賃（入居者負担額）に関する情報を把握しているため、家賃補助に係る事務を効率的かつ円滑に実施できる。
  - (3) 入居希望者の資格審査及び選定について  
運用通達（平成5年7月30日付け建設省住宅局長運用通達1(2)①viiiハ）において、「入居者の

募集及び選定の手続のうち少なくとも入居者の資格審査及び選定については、その公正を担保するため地方住宅供給公社、地方住宅センター等で都道府県知事が定める者に委託して行うこととする。」と規定されており、これに該当する団体は、本市では公社のみである。以上より、本業務を実施できるのは公社のみであるため、競争入札には適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市安心すまいづくり推進事業に関する業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
67,615,240円
- 7 契約内容
  - (1) すまいに関する総合的な相談に係る業務
  - (2) すまいに関する普及啓発に係る業務
  - (3) 京都市すまいの事業者選定支援制度に係る業務
  - (4) 居住支援に係る業務
  - (5) 住宅の省エネルギー化推進に係る業務
  - (6) 分譲マンションの管理適正化に向けた支援に係る業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、住宅に関する多様な分野の情報発信を行うとともに、市民に寄り添ったすまいに関する相談や住宅に関する講座等の実施や住宅支援に係る事業の受付の実施等により、すまいに関するワンストップ窓口として、誰もが安心して住み続けられるすまいづくりを継続的に支援する必要がある。

そのため、受託者は、①住宅に関する幅広い知識や情報収集能力を有すること、②公平かつ公正に住情報を提供でき、住宅セーフティネットとしての住宅相談に必要で公的な信用力を持っている、③すまいに関する総合的なワンストップ窓口として、一元的かつ横断的な対応を行い、継続的かつ総合的な業務遂行能力を有すること、という3つの条件を全て満たしている必要がある。

京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、賃貸住宅の供給、管理等の実績による住宅に関する幅広い知識や、建築・不動産等の関係団体とのネットワークを通じた情報収集能力を活かし、効率的かつ効果的な業務遂行を行える体制を有し、上記の①③を満たす。また公社は、地方住宅供給公社法に基づき、地方公共団体のみが出資し、国土交通大臣の許可を受けて設立した法人である

ため、②を満たし、全ての条件を備える事業者が公社の他に存在しないことから、随意契約とする。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度 京都市子育て世帯既存住宅取得応援金に関する業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和6年7月1日
- 4 履行期間  
令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
19,498,710円
- 7 契約内容
  - (1) 京都市子育て世帯既存住宅取得応援金に関する問合せ及び相談対応に係る業務
  - (2) 京都市子育て世帯既存住宅取得応援金の申請受付に係る業務
  - (3) 申請の手引等の作成に係る業務
  - (4) 制度の周知に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市子育て世帯既存住宅取得応援金に関する業務（以下、「本業務」という。）で扱う、京都市子育て世帯既存住宅取得応援金（以下、「既存住宅取得応援金」という。）は、「結婚・子育て期の世代の市外流出の防止」と「既存住宅の流通促進」を目的に、未就学の子どもがいる世帯等を対象に、居住用として既存住宅を購入し、リフォーム工事を行う場合に、最大200万円の応援金を交付し、「京都に住みたい」を後押しする制度である。既存住宅取得応援金は、他の改修補助金との併用を可能とするとともに、金融機関との連携により、利用者が住宅ローンをお得に利用できるなど、更なる経済的支援を行えるよう、制度設計をしている。また、すまい探しかから、リフォームの相談、事業者紹介、他の補助金や住宅ローンの案内、既存住宅取得応援金の申請手続き等、すまいのワンストップ総合窓口を設置することとしている。

したがって、本業務の相手方は、次の2つの能力が求められる。

  - ① 住宅に関する幅広い知識や情報収集能力を有すること。
  - ② 住宅に関する総合的なワンストップ窓口として、一元的かつ横断的な対応を行うための継続的で総合的な業務遂行能力を有していること。

以上のことから、本業務については、受託者の能力、経験に基づくノウハウ等により履行内

容又は履行方法等に顕著な差異が現れるものであるため、競争入札には適さない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、京都市住宅供給公社（以下「市公社」という。）と随意契約を行う。

## 9 根拠法令

### ■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

## 10 契約の相手方の選定理由

市公社は、住宅の分譲、賃貸住宅の供給、管理等の実績による住宅に関する幅広い知識や、京都らしい暮らし方を提供する能力を有している。また、建築・不動産関係団体等とのネットワークを構築しており、そのネットワークを通じた情報収集能力を有している。

さらに、すまいに関する相談対応、市民の視点に立った情報提供ができる人員体制及び実務経験も有している。

加えて、住生活基本法の付帯決議（衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会）において、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進を図るため、地方住宅供給公社について、住宅政策の実施機関としての責務を踏まえ、その機能が十分発揮されるようにすることとされているほか、本市住宅マスタープランにおいても、市公社を本市の住宅政策を補完するための適切な住情報の提供等を行う公的な機関として位置付けている。

以上の理由から、市公社は、本市から安心すまいづくり推進事業に関する業務委託を受け、平成25年度から「京安心すまいセンター」を設置し、すまいに関するワンストップ窓口として、誰もが安心して住み続けられるすまいづくりを継続的に支援する業務を実施しており、既に業務遂行の体制を有している。さらに、これまでの子ども向けや子育て世帯向けの講座等の実績を活かして、住教育・住育についても効果的に推進することが可能である。

したがって、本業務の委託相手方に求める能力を有している事業者は市公社の他に存在しないことから、市公社を選定する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
63,005,850円
- 7 契約内容
  - ・洛西ニュータウン維持管理事業  
洛西ニュータウンの良好な居住環境の維持のための洛西ニュータウン内外における土地及び市有地・施設等に関連する点検、調整、維持管理等（緑地、竹林公園、公共広場等）
  - ・洛西ニュータウン整備事業  
洛西ニュータウン内にあるサブセンター等の活性化を目的とした整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

洛西ニュータウンには、京都市所有の施設・土地と京都市住宅供給公社（洛西事業部）所有の施設・土地が複雑に混在している。そのため、両者の所有する施設・土地を一体的なものとして、現況調査、補修・改修必要箇所の判定、計画的な補修・改修工事の施工等を行う必要がある。

よって本委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、京都市住宅供給公社との随意契約とする。
- 9 根拠法令
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
タウンセンターエリアにおける公共空間再整備構想策定業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和6年5月31日
- 4 履行期間  
令和6年5月31日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区上町1-1-28  
東邦レオ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7,480,000円
- 7 契約内容  
洛西ニュータウンの中心であるタウンセンターエリア（小畑川中央公園を含む。）について、洛西ニュータウン内の公共空間の利活用の方向性を示した「洛西グランドデザイン2033」に示すコンセプトに基づき、具体的な再整備構想を作成する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施に当たっては、広場や公園等の公共空間の再整備に向けて、建築やランドスケープデザインに関する専門知識のみならず、公共空間の利活用に関する深い経験や、多様な主体との調整能力等が求められるものである。  
よって、性質又は目的が競争入札に適さないものに該当すると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
簡易公募型プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、適切に業務を履行できるものとして判断されたため。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
タウンセンターエリア内の公共空間を活用した市民協働によるまちづくりの支援業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和6年5月31日
- 4 履行期間  
令和6年5月31日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区西中島4-13-24 花原第3ビル303  
株式会社studio-L
- 6 契約金額（税込み）  
7,480,000円
- 7 契約内容  
タウンセンターエリア内の広場や公園等の活用促進を前提として、市民、行政等の多様なステークホルダーの参画による「市民協働による洛西ニュータウンまちづくりプロジェクト（仮称）」を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施に当たっては、市民協働型のプロジェクトを円滑に進めていくための多様な経験やスキルが求められるだけでなく、公共空間の利活用に関する深い知識、多様な主体との調整能力等が求められる。  
よって、性質又は目的が競争入札に適さないものに該当すると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
簡易公募型プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、適切に業務を履行できるものとして判断されたため。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度空き家相談窓口受付等業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条南河辺町85番地3  
京都府行政書士会
- 6 契約金額（税込み）  
13,275,000円
- 7 契約内容  
空き家所有者による自主改善をより効率的に進めるため、民間活力を活用した相談窓口を設置し、空き家の更なる活用・流通に向けた支援等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施に当たっては、空き家のみならず、固定資産税、建築、不動産等、多様な専門知識・経験や様々な相談への対応力が必要であるため、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素を評価する簡易公募型プロポーザルにより契約の相手方の選定を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新たな空き家利活用促進業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和6年5月17日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区式阿弥町130番地 SHIKIAMICONCON no.2  
株式会社都市機能計画室
- 6 契約金額（税込み）  
29,260,000円
- 7 契約内容  
若者・子育て層の流出という都市課題に対して、市場性の低い中古住宅を活用し、次代のまちの担い手となる層が魅力に感じ、選択できる多様なすまいの実現可能な供給策及び情報発信を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施に当たっては、建築、不動産、金融、メディア等の多様な専門知識、経験及びプロジェクトの進行に向けて多様な主体をまとめるファシリテーション力や対応力が必要であるため、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素を評価する簡易公募型プロポーザルにより契約の相手方の選定を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市空き家等の活用・流通補助金及び空き家マッチングに係る窓口等業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和6年7月1日
- 4 履行期間  
令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条南河辺町85番地3  
京都府行政書士会
- 6 契約金額（税込み）  
10,000,000円
- 7 契約内容  
空き家の更なる活用・流通を促進するために、空き家所有者に対する「京都市空き家等の活用・流通補助金」の交付に係る事務及び空き家の利活用を希望する所有者と空き家の利用希望者のマッチングに係る相談受付窓口等の業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
補助金の交付申請の受付・審査を迅速かつ適正に実施するほか、市民からの空き家の利活用に関する多種多様な相談・問合せに的確に対応する必要があり、業務実施体制、実施方法、業務に関する経験、知見、ノウハウの有無等により業務遂行能力が大きく異なる。そのため、本業務の安定的かつ効果的な履行のために、価格以外の要素を評価する公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
住宅管理システム運用・保守対応業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
住宅管理システム運用・保守対応業務委託コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
金22,706,750円
- 7 契約内容  
住宅管理システムの安定的な稼働を目的とするための運用保守業務及び改修、障害対応等。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務を安定かつ確実に遂行するためには、住宅管理システムの既存の機能や構造に係る知識が必要である事に加え、住宅管理システムの構築及び運用を実施し、同システムに関する排他的な著作権を有する日本電気株式会社のみが履行可能であるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
向島市営住宅9街区管理業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草西浦町三丁目70番地 第5長栄アストロビル  
株式会社長栄
- 6 契約金額（税込み）  
金8,613,000円
- 7 契約内容
  - (1) 入居に関する業務
  - (2) 退去に関する業務
  - (3) 日常巡回業務
  - (4) 24時間緊急対応に関する業務
  - (5) 共用部分定期清掃に関する業務
  - (6) 活用対象団地内におけるコミュニティ活性化に関する業務
  - (7) 活用対象団地及び活用住戸に関する広報等を通じた向島地域のエリアブランドイメージの向上に関する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託業務については、令和5年5月12日に公募を実施した、「向島ニュータウンの活性化に向けた市営住宅の空き住戸活用事業に係る事業者募集」に基づき委託するものであり、当該公募において選定した相手方である株式会社長栄のみが履行可能であることから、競争入札には適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。
- 9 根拠法令
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市市営住宅の管理に関する協定
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
金3,911,476,000円
- 7 契約内容  
京都市市営住宅の管理代行及び公金収納委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

管理代行制度は、地域において管理主体が異なる公的賃貸住宅を一体的に管理し、管理の一層の効率化を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細かな対応を可能とするために創設されたもので、本市以外の地方公共団体又は地方住宅供給公社が本市の同意に基づき、その管理を代わって行うことができるものとされているものである。

本市では、公的賃貸住宅を一体的に管理することで、サービスを拡充すること、また、事実行為から権限行使までを一貫して実施することによって業務の効率化を図ることを目的に、平成17年度から管理代行制度を活用している。

管理代行者は、公営住宅法第47条第1項により、本市を所管区域とする京都府、京都府住宅供給公社又は京都市住宅供給公社に限定されるが、京都府及び京都府住宅供給公社には代行の意志がないため、京都市住宅供給公社に限定される。

なお、公営住宅以外の住宅（旧再開発住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び旧コミュニティ住宅で計約5千戸）は管理代行制度の対象外であるが、市内各地に公営住宅と改良住宅等が混在していること、また、公営住宅と一体化した電算システムを構築していることなどから、公営住宅と一体化して管理の方が運営面・コスト面において効率的であるため、本業務を実施できるのは京都市住宅供給公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
被災者向け住宅情報センター運営に関する業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
金29,386,000円
- 7 契約内容
  - (1) 被災者向け住宅情報センター運営業務
  - (2) ウクライナからの戦災避難民への住宅の提供に関する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 被災者に対しての避難先としての住戸の提供は緊急を要するものであることから、委託先には被災者への住宅提供を、公営住宅・民間住宅の別を問わず、ワンストップで実施し迅速に対応する能力が必要である（公営住宅の提供に当たっては、火災等被災者を含め本件委託業務の対象となる被災者全てに迅速に対応する能力が求められる）。

一方で、京都市住宅供給公社(以下「公社」という。)は、公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、本市公営住宅の管理業務（管理代行）を行っている。この管理代行は、公営住宅の管理権限（入居者の募集・決定、清掃・修繕等の維持管理等）を事業主体である本市に代わって行うものであり、被災者を含めた公営住宅への入居希望者に対し、公営住宅住戸の提供を行う業務の実施に当たり、提供住戸の選定修繕から維持管理までの業務を既存の居住者との調整や住環境の維持を含めて実施できるのは、公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。
  - (2) 戦災避難民に対しての避難先としての住戸の提供は緊急を要するものであることから、委託先には戦災避難民への住宅提供を、迅速に対応する能力が必要とされる。委託先には、実施に際し迅速に対応する能力が必要であり、本市のワンストップ窓口と密な連携が求められる。

一方で、京都市住宅供給公社(以下「公社」という。)は、公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、本市公営住宅の管理業務（管理代行）を行っている。この管理代行は、公営住宅の管理権限（入居者の募集・決定、清掃・修繕等の維持管理等）を事業主体である本市に代わって行うも

のであり、戦災避難民の公営住宅への入居希望者に対し、公営住宅住戸の提供を行う業務の実施に当たり、提供住戸の選定修繕から維持管理までの業務を既存の居住者との調整や住環境の維持を含めて実施できるのは、公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
住宅管理システム機器更新に伴う環境構築作業
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日  
令和6年6月1日
- 4 履行期間  
契約の日から令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
金38,995,000円
- 7 契約内容  
住宅管理システム用機器のリース期間満了に合わせて、住宅管理システムの端末（マスタ機）設計、構築及びネットワーク機器の更新作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務を安定かつ確実に遂行するためには、住宅管理システムの既存の機能や構造に係る知識が必要である事に加え、住宅管理システムの構築及び運用を実施し、同システムに関する排他的な著作権を有する日本電気株式会社のみが履行可能であるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

上賀茂市営住宅敷地に係る境界確定業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅管理課

### 3 契約締結日

令和6年9月10日

### 4 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

金6,526,300円

### 7 契約内容

上賀茂市営住宅敷地について、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託先の選定に当たっては、業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要がある。

本件業務の委託先として選定した公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「同協会」という。）は、土地家屋調査士法第63条を根拠に、社員である土地家屋調査士及び同調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された法人であり、その信頼性が高く、幅広い業務に対応可能な組織体制を備えている。

また、同協会は、これまでも京都府、府内各地方公共団体及び本市の境界確定等業務の委託先として相当の実績を有していることに加え、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの独自研修の実施など、迅速かつ適正で確実な業務遂行に向けた体制も備えている。このような性質を備えた法人は京都市域においては同協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会に業務委託するものである。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市市営住宅団地再生事業養正市営住宅更新棟（第2期）基本計画策定支援業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和6年7月3日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579-1  
株式会社住建設計
- 6 契約金額（税込み）  
20,350,000円
- 7 契約内容  
養正市営住宅団地再生事業更新棟（第2期）建設に向けた基本計画策定支援業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
団地再生計画で定められた事業の目的と方針を正しく理解したうえで、開発許可基準や建築基準法などの法令による規制、事業経費の縮減、工事区画、工事車両経路、工事中における当該市営住宅団地の入居者の安全確保及び負担軽減等を総合的に検討するとともに、当該市営住宅団地の入居者、まちづくり組織等への説明と調整が必要となるため、受託者の選定段階において、業務に取り組む手法や体制などについて、提案を求め、提案する者の知識、技術力、ノウハウ及び経験等の能力の審査を書類により行い、本業務の適切な履行可能な技術力等を有する者を選定する必要があるため、簡易公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、随意契約を行ったもの。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和6年5月1日
- 4 履行期間  
契約の日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）  
9,719,600円
- 7 契約内容  
養正市営住宅団地再生事業において、未確定となっている土地境界を確定させるもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、本件業務を受注できる市内入札参加有資格者は、二者となる。  
二者のうち一者からは、本件業務を受注できない旨の回答を得ており、受注可能な本市指名業者は京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の一者に限られることから、入札に適さないため随意契約を締結したもの。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市桃陵市営住宅団地再生事業に係るPFIアドバイザー業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和6年8月23日
- 4 履行期間  
契約の日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区石町一丁目1番1号  
株式会社 地域経済研究所
- 6 契約金額（税込み）  
36,000,000円
- 7 契約内容  
民間活力の導入に関する財務、法務、技術等に関する総合的な支援を行う。
  - ・ 要求水準書案の作成に係る実施手法、リスク分担等の検討
  - ・ 要求水準書案の作成
  - ・ 実施方針案の作成
  - ・ 民間事業者の募集、審査・選定及び公表に係る支援
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、京都市桃陵市営住宅において民間活力の導入による団地再生事業に係る検討を行うに当たり、事業手法や事業内容、事業者の選定等に関わる詳細な検討を行うとともに、各種の具体的な手続きに関する支援等を行うものである。

本業務の実施に当たっては、財務、法務、技術等に関する多岐にわたる検討を行うとともに、的確な事業スキームを提案し、要求水準等を取りまとめる必要があるため、受託者が持つPFI法務、建築基準法等に関する知識や経験に基づくノウハウ等が重要となる。

以上を踏まえ、本業務の受託者の選定に当たっては、業務体制や本市の提示する課題への提案を求めることで、知識、技術力及び経験等の能力の審査を行うことができるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
改進地区市営住宅に係る境界確定等業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和6年8月29日
- 4 履行期間  
契約の日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）  
7,988,200円
- 7 契約内容  
改進地区において、すまいまちづくり課が管理している事業用地の整理に向け、境界確定等業務委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、本件業務を受注できる市内入札参加有資格者は、二者となる。  
二者のうち一者からは、本件業務を受注できない旨の回答を得ており、受注可能な本市指名業者は京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の一者に限られることから、入札に適さないため随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
錦林市営住宅境界確定等業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）  
5,129,300円
- 7 契約内容  
土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、本件業務を受注できる市内入札参加有資格者は、二者となる。  
二者のうち一者からは、本件業務を受注できない旨の回答を得ており、受注可能な本市指名業者は京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の一者に限られることから、入札に適さないため随意契約を締結したもの。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務
- 2 担当所属名  
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町250番地の5  
株式会社 コトナ
- 6 契約金額（税込み）  
27,779,152円
- 7 契約内容  
八条通の円滑な交通の確保を目的に、京都駅八条口一般車乗降場を利用する車両に対し、誘導及び啓発・指導等業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、誘導員の配置体制や駐停車車両に対する啓発や指導方法について提案を求めることで、より効率的かつ効果的に業務を遂行することができる。  
また、本業務の履行においては、実施計画の策定や車両誘導や指導・啓発における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
令和6年3月6日に開催した歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、株式会社コトナを特定したため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都駅一極集中の緩和に向けた交通広告（関西圏向け）の確保に係る業務
- 2 担当所属名  
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区塩小路烏丸入る東塩小路町6-1-4 新京都センタービル8階  
株式会社JR西日本コミュニケーションズ
- 6 契約金額（税込み）  
5,280,000円
- 7 契約内容  
関西圏から京都駅までの鉄道車内（車内・経路）、京都駅（目的地直前）の交通広告の確保
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
業務の目的を効率的に達成するためには、広報実施における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都駅一極集中の緩和に向けた交通広告（首都圏向け）の確保に係る業務
- 2 担当所属名  
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区東塩小路町601 NUPBUILDING京都駅前3階  
株式会社JR東海エージェンシー
- 6 契約金額（税込み）  
11,499,950円
- 7 契約内容  
首都圏から京都駅までの出発地、鉄道車内（車内・経路）、京都駅（目的地直前）の交通広告の確保
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
業務の目的を効率的に達成するためには、広報実施における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

洛西地域におけるモビリティ・マネジメント及び分かりやすい情報発信に関する業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和6年4月10日

### 4 履行期間

令和6年4月10日～令和6年7月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

住所：京都市中京区新町通夷川下る二条新町717番地

名称：一般社団法人システム科学研究所

### 6 契約金額（税込み）

7,150,000円（うち消費税及び地方消費税相当額 650,000円）

### 7 契約内容

令和5年11月に取りまとめた洛西SAIKOプロジェクトの実行策に掲げる「交通のバージョンアップ」の実現に向け、洛西地域におけるモビリティ・マネジメントの取組として、地域住民の主たる「生活の足」であるバス路線・ダイヤ等の情報を掲載したリーフレットを作成し、広く配布するとともに、公共交通の利用者に対する分かりやすい情報発信として、鉄道駅や地域の主たる停留所において、バス事業者の垣根を越えた案内表示等を更新・整備することについて委託したもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、人口減少、少子高齢化が進行する洛西地域において、持続可能な交通体系を構築するため、公共交通利用の機運を高めるとともに、分かりやすい情報発信を行うことで利便性向上及び更なる利用促進を図るものである。

このため、事業目的を達成するには、価格だけでなく幅広い世代にとって分かりやすく、かつ、ポイントを効果的に訴求する内容を提案できる事業者を選定する必要がある。

本業務の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行った。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

令和6年4月8日に開催した歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、一般社団法人システム科学研究所を特定したため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都駅八条口タクシー配車システム設備更新業務
- 2 担当所属名  
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日  
令和6年5月17日
- 4 履行期間  
令和6年5月17日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区豊崎三丁目19番3号ピアスタワー12階  
株式会社日立パワーソリューションズ
- 6 契約金額（税込み）  
8,492,000円
- 7 契約内容  
京都駅八条口タクシー配車システムの設備更新業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務で設備更新するタクシー配車システムは、京都駅八条口駅前待機場から離れた場所に第2待機場を設け、駅前待機場の空き状況に応じて、第2待機場からタクシーを送り出すことで、八条通へのタクシーの溢れ出しを防止し、京都駅八条口タクシー乗り場の適正利用を推進することを目的に、導入したシステムである。  
本システムは株式会社日立パワーソリューションズが構築したものであり、そのプログラム内容は公開されていない。そのため、システムに不具合が生じた際には、株式会社日立パワーソリューションズ以外の業者では、その原因を追究し解決することができない。  
以上の理由により、本システムの設備更新にあたっては、システムを構築した株式会社日立パワーソリューションズでなければ履行することができないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（1）イ（エ）に基づき、株式会社日立パワーソリューションズと随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8に記載のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務
- 2 担当所属名  
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日  
令和6年8月5日
- 4 履行期間  
令和6年8月5日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 256 番地  
株式会社 関広
- 6 契約金額（税込み）  
7, 099, 400円
- 7 契約内容
  - ・タクシー駐停車マナー向上に向けた取組の実施
  - ・物流の整序化に向けた取組の実施
  - ・四条通エリアマネジメント業務
  - ・四条通地下道アート展「Art Under the Shijo」業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通、烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」において、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、歩行者と公共交通を優先した魅力あるまちづくりを目指す「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進するため、タクシー駐停車マナーの向上、物流における荷捌きの整序化、四条通エリアマネジメント、四条通地下道の活性化などの課題解決に向けた調査・検討を実施する「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務を行うものである。

業務については、複雑で分かりにくい交通ルールやマナー、四条通地下道の現状や各種課題等について、広く一般に分かりやすく伝える技術やノウハウ等を有するとともに、事業の広報実施における高度な企画力や幅広い見識を有することが不可欠であり、それらを総合的に評価して選定することが求められる。

このため、価格だけではなく、その他の様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本件は、プロポーザルにより業務受託者を公募していた、令和6年度「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務について、6月13日に選定委員会による書類審査を行った結果、株式会社関広を業務受託候補者として選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度パークアンドライド利用の促進業務
- 2 担当所属名  
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日  
令和6年8月26日
- 4 履行期間  
令和6年8月26日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市西区江戸堀1丁目9番16号2階  
株式会社ミーティング 代表取締役 三村恵三
- 6 契約金額（税込み）  
13,535,500円
- 7 契約内容  
市内への自動車流入抑制を目指し、駐車場事業者等の関係機関との連携のもと、パークアンドライドの利用促進につながる施策について、企画・検討・実施を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約の目的を達成するためには、高い技術力（具体的には、本市の交通課題や政策に対する十分な理解と幅広い見識、駐車場事業者等の関係機関との連携・調整能力、効果的なパークアンドライドの広報及びインセンティブ付与に係る企画立案能力・課題分析能力）が不可欠である。  
このため、本契約については、提案内容、運営体制、これまでの実績、価格その他様々な要素から相手方を選定する必要があり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
プロポーザルの結果、2者から応募があったため、選定委員会において、提案を審査基準に基づ

き総合的に評価し、得点の高い者を選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
関西圏における鉄道を活用した京都市内観光地等への移動ルートの周知・案内業務
- 2 担当所属名  
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日  
令和6年8月29日
- 4 履行期間  
令和6年8月29日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区南船場2丁目9番8号 シマノ住友生命ビル3階  
株式会社JTBビジネストランスフォーム
- 6 契約金額（税込み）  
8,911,650円
- 7 契約内容  
大阪府内等の旅客案内施設・宿泊施設等における、ポスターやチラシ等の広報物を用いての大阪府内から入洛する日本人及び外国人観光客に向けた、多言語での情報発信
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
業務の目的を効率的に達成するためには、広報実施における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都駅一極集中の緩和に向けたデジタル広告による情報発信業務
- 2 担当所属名  
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日  
令和6年8月29日
- 4 履行期間  
令和6年8月29日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区中之島2丁目2番地7号 中之島セントラルタワー  
株式会社博報堂プロダクツ
- 6 契約金額（税込み）  
10,197,000円
- 7 契約内容  
京都観光に関心のある外国人観光客に対する、日常生活・出発地（旅マエ）の段階での、YouTube  
広告等のデジタル広告を用いた多言語での情報発信
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
業務の目的を効率的に達成するためには、広報実施における高度なノウハウや幅広い見識を有す  
ることが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と  
随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治  
法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都駅における期間限定案内所の設置等による観光客の案内・誘導業務
- 2 担当所属名  
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日  
令和6年8月29日
- 4 履行期間  
令和6年8月29日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通り柳馬場西入ニッセイ四条柳馬場ビル2階  
株式会社日本旅行
- 6 契約金額（税込み）  
8,095,413円
- 7 契約内容  
多言語（日英中韓）対応可能な期間限定案内所の開設等による、京都駅から観光地へ移動する観光客の最適な公共交通機関への案内・誘導及び大型手荷物を持った観光客の臨時手荷物預かり所等への誘導
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
業務の目的を効率的に達成するためには、広報実施における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
嵐山地域における長辻通等歩行者数調査システム導入業務
- 2 担当所属名  
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日  
令和6年9月9日
- 4 履行期間  
令和6年9月9日～令和7年2月3日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区有楽町1-1-2 日比谷三井タワー32階  
ニューラルエンジニアリング株式会社 代表取締役 岩切 翼
- 6 契約金額（税込み）  
6,380,000円
- 7 契約内容  
AIカメラ等により歩行者数を計測、数値化のうえ、データ分析すること、歩行者の安全確保のために流入調整が必要となる歩行者数上限の基準を定めるなど、嵐山地域における今後の対策改善に繋げる。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約目的を達成するためには、高い技術力（具体的には、本市の交通課題や政策に対する十分な理解と幅広い見識、AIアルゴリズムの精度、データ解析手法やデータ収集における処理の安定性など）が不可欠である。  
このため、本契約については、提案内容、運営体制、これまでの実績、価格その他様々な要素から相手方を選定する必要があり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザルの結果、2者から応募があったため、選定委員会において、提案を審査基準に基づき総合的に評価し、得点の高い者を選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
観光地等交通対策（嵐山地域）に係る警備等業務
- 2 担当所属名  
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日  
令和6年9月9日
- 4 履行期間  
令和6年9月9日～令和7年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町250-5  
株式会社コトナ 代表取締役 大島 伸二
- 6 契約金額（税込み）  
7,595,720円
- 7 契約内容  
嵐山地域における交通対策実施日に、嵐山地域へ流入してきた自動車のスムーズな交通誘導及び歩行者の安全確保のため、京都府警をはじめ関係機関との連携の下、効果的な警備を検討・実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約の目的を達成するためには、交通誘導及び歩行者の安全確保等のため、警備業務に関する高い技術力及び幅広い見識が不可欠である。  
このため、本契約については、提案内容、運営体制、これまでの実績、価格その他様々な要素から相手方を選定する必要があり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
募集の結果、1者からのみ応募があったが、選定委員会において、提案を審査基準に基づき総合的に評価し、募集要領で定めた応募事業者が1者の場合の最低基準（合計点の6割以上）を超える

評価を得たため、当該事業者を選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京町家相談員制度等の運用業務
- 2 担当所属名  
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 京都市景観・まちづくりセンター内  
公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター
- 6 契約金額（税込み）  
5,366,900円
- 7 契約内容  
京町家の所有者や居住者等（以下「所有者等」という。）が京町家の保全及び継承に関する相談を安心感を持って行うことができる、身近な相談体制を整備するため、一定の資格や経験年数があり、所定の研修を受講した方を「京町家相談員」として登録し、派遣する制度を運用する。具体的には、京町家相談員の登録事務、研修会の企画・開催、所有者等への1次相談対応を行うとともに、所有者等の相談内容に応じて適切な分野の京町家相談員を派遣する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「7 契約内容」の業務を実施するためには、契約の相手方は以下の要件を満たしている必要があるため、随意契約とする。  
条件1 所有者等からの多種多様な相談の内容を正確に汲み取ったうえで課題を整理し、適切な分野の相談員を選定するコーディネートの役割を果たすために、京町家に関する幅広い知識と経験を有しているとともに、所有者等からの相談に適切に対応できる能力を有すること。  
条件2 所有者等が安心して、自発的に相談するためには、営利を目的とせず、公平かつ公正に相談に応じるといふ公的信用力を持つこと。  
条件3 京町家相談員が京町家の相談対応に必要なノウハウを身につけることを目的とした研修カリキュラムを組み立てるために、専門家や学識者との豊富なネットワークを有し、新たな専門家を研修し、育成することができること。
- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

「8 随意契約の理由」に記載した条件について、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）は本業務の委託先に求める要件をすべて満たしており、全ての条件を備える事業者がセンターの他に存在しないことから、契約の相手方とする。

条件1 センターは、平成9年の設立当初から京町家の保全・再生に関する取り組みに注力し、この間、京町家なんでも相談や京町家再生セミナー、京町家カルテといった京町家に関する取組を多岐にわたり展開され、京町家に関する知識や相談対応のノウハウを蓄積している。なかでも「京町家なんでも相談」については、所有者等からの京町家の維持・継承に伴う様々な悩みや不安の解消に向けた相談対応窓口であり、平成13年の制度創設時より年間約400件の相談対応を実施している実績があり、所有者等からの一次相談に適切に対応できる能力や業務遂行の体制を有していると認められる。

条件2 本市の外郭団体であり公益財団法人という性質からも、営利を目的とした働きかけがなく、公的信用力がある。

条件3 京町家等継承ネットの事務局を務めていることや、京町家カルテ事業の実施を通じて、不動産・建築士・大工・税理士・司法書士・金融機関等の団体や京町家の保全・継承に精通した学識者とのネットワーク環境を有している。また、京町家再生セミナーなど、専門家に対する研修や育成も積極的に実施しており、京町家の相談対応に必要なノウハウを身につけるための研修の企画立案能力や実施体制を有していると認められる。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京町家条例に基づく指定に係る調査等業務
- 2 担当所属名  
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日  
令和6年7月17日
- 4 履行期間  
令和6年7月18日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区大手通一丁目2番10号  
株式会社ダン計画研究所
- 6 契約金額（税込み）  
5,170,000円
- 7 契約内容  
京町家条例に基づき、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な京町家を「個別指定京町家」として、また、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な地域を「京町家保全継承地区」として指定することを目的とし、対象候補の調査及び指定について審議を行う「京都市京町家保全・継承審議会指定部会」（以下「指定部会」という。）への諮問に係る事務作業、指定部会及び京都市京町家保全・継承審議会の運営並びに指定に係る周知を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務に当たっては、指定部会において個別指定京町家及び京町家保全継承地区の指定に向けて正確に審議をするために、現地調査において、京町家の特徴のある形態や意匠を理解したうえで、必要な情報を収集し、指定部会を円滑に運営するための諮問資料を作成する能力が必要である。  
これらのことより、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル実施の結果、1者しか応募がなく、応募のあった1者の提案内容について受託候補者選定委員が審査した結果、本業務を受託する者としてふさわしいと判断されたため、当該事業者と委託契約を締結することとした。

なお、プロポーザルへの応募者が1者の場合の取り扱いについては、以下のとおりの考え方としている。

### 1 「応募者に求める資格などの応募条件を緩和する余地がないこと。」について

本プロポーザルにおいて応募要件としている項目のうち、以下の2点については、本業務の適切な実施に当たり特に求めることとした要件であるが、京町家条例に基づき、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な京町家を「個別指定京町家」として、また、京町家が集積しており、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な地域を「京町家保全継承地区」として指定するという目的を達成するためには、以下の応募条件を緩和することは適当でない。

- (1) 当該業務と同種又は類似の業務について、受託実績があること
- (2) 一級建築士資格、二級建築士資格又は木造建築士資格取得後2年以上の実務経験を有する技術者を配置すること

(緩和することが適当でない理由)

本業務においては、指定対象となる京町家及び地区について、京都市京町家保全・継承審議会指定部会に諮問するに当たり、対象建築物の基礎情報調査、文献調査及び現地調査等を行い、その調査結果に基づき、対象建築物の歴史的考察及び調査記録を行う能力が求められる。

また、現地調査においては、京町家の残存状況、構造、規模・形態、外観意匠の要素、高塀の有無、隣家との接合状況などを調査する必要がある、同様の現地調査業務の実績が求められるとともに、京町家に関する一定の専門的な知識・経験等が不可欠である。

### 2 「事業者への周知を十分に行ったうえで、応募者が1者であること。」について

提案募集期間を2週間以上確保し、標準的な周知期間を設けていることや、ホームページに掲載するほか、応募者以外の京町家関連業務の受託実績がある以下の4事業者に個別の声掛け周知を行うなど、十分に周知を行っている。

#### ①：A社

京町家関連事業の受託実績多数

#### ②：B社

「京町家再生プランの見直し検討業務」受託実績あり

#### ③：C社

「京町家等に係る法規制の合理化に関する調査研究業務」受託実績あり

#### ④：D社

「重点取組地区における空き家調査及び空き家の活用等に係る啓発に係る業務」受託実績あり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市都市計画基本図修正・都市計画基礎調査・3D都市モデル整備業務
- 2 担当所属名  
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日  
令和6年5月1日
- 4 履行期間  
令和6年5月2日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町659  
株式会社パスコ 京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
26,950,000円
- 7 契約内容  
本業務は、京都市の様々な都市活動データや施設情報等を統合する情報基盤として国土交通省が策定する標準仕様に準拠した3D都市モデルを整備することで、まちづくりのデジタル・トランスフォーメーションを実現するため、3D都市モデル整備並びにその原典データである都市計画基本図の修正及び都市計画基礎調査の実施について業務委託を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、国土交通省が求めるデータの提出期限を遵守する必要がある中で、情報基盤として、3D都市モデルに可能な限りの属性情報を精緻に充足させることが重要である。  
そのためには、属性情報の原典データとなる都市計画基礎調査において、土地利用や建物の現況を把握するための情報領域に精通しているうえで、属性情報を収集するための効果的な手順や活用する情報の提案を求める必要がある。  
また、3D都市モデルの形状のベースとなる都市計画基本図の修正作業においても、作業時間を要すると想定される都市計画基礎調査に対し、随時、更新した形状情報を繋げていくことが可能なよう作業の工夫が求められる。  
このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するための創意工夫が必要不可欠であることから、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要があり、最も評価点の高い者を選定した。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都市3D都市モデルを活用した講座・開発型コンテスト（ハッカソン）の企画・実施運営等に係る業務

### 2 担当所属名

都市計画局まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

令和6年9月3日

### 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年1月15日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都文京区西片一丁目17番8号

株式会社 角川アスキー総合研究所 代表取締役社長 加瀬 典子

### 6 契約金額（税込み）

6,146,800円

### 7 契約内容

本市では、都市計画やまちづくりのデジタルトランスフォーメーションの実現に向け、3D都市モデルを公開した。3D都市モデルは、建築物や土木構造物の三次元形状を仮想空間に再現する都市空間情報プラットフォームである。

この3D都市モデルと京都のまち、営み、歴史、文化芸術や産業を掛け合わせて、新しい価値を創出し、本市の都市課題の解決、都市の保全・継承や創造につなげる取組を進めている。

本業務はその取組のうち、普及・啓発の一環として、ラボ、セミナー、ハンズオン及びハッカソンの企画・実施運営等に係る業務委託を行うものである。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、3D都市モデルの新しい活用策を編み出し、それらが市民や事業者等に活用されることで、都市の保全・継承や創造につなげることが目的である。

ハッカソンはあるテーマに対して、アプリケーションサービスを開発し、発表し合う開発コンテストである。本業務は3D都市モデルという先端技術をテーマとしていることから、その分野の動向に詳しいだけでなく、イベント運営にも精通している必要がある。

このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。

よって、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当すると認められるため、公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行った提案提出者と契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度 鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務
- 2 担当所属名  
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日  
令和6年6月28日
- 4 履行期間  
令和6年6月29日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3  
中央復建コンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
17,996,000円
- 7 契約内容  
鴨川を中心としたまちづくり（主に三条～四条間）の支援  
（官民連携まちづくりの推進（社会実験等の実施や機運醸成の取組など））
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の遂行に当たっては、多様な主体と連携してまちづくりの推進等の支援を行うものであることから、都市計画やまちづくりに関する知識、地域の住民や事業者等とともにまちづくりに関する取組を進めてきた経験や能力及び地域資源の利活用等に係るノウハウやコンサルティング力が必要である。  
このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要があった。  
よって、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当すると認められるため、公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行った提案提出者と契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度エリアマネジメント支援事業における専門家派遣業務（山科・醍醐エリア）
- 2 担当所属名  
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日  
令和6年8月28日
- 4 履行期間  
令和6年8月29日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中書町685番地1  
株式会社マガザン
- 6 契約金額（税込み）  
5,100,000円
- 7 契約内容  
対象地区の公有地等において、魅力的な公共空間づくりに向けた社会実験を実施するとともに、公共空間の利活用に向けた取組主体を構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の遂行に当たっては、多様な主体と連携してまちづくりの推進等の支援を行うものであることから、都市計画やまちづくりに関する知識、地域の住民や事業者等とともにまちづくりに関する取組を進めてきた経験や能力及び地域資源の利活用等に係るノウハウやコンサルティング力が必要である。  
このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。  
よって、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当すると認められるため、公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行った提案提出者と契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度「つながる交流促進・まちづくり事業」企画・運営業務
- 2 担当所属名  
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日  
令和6年4月24日
- 4 履行期間  
令和6年4月25日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区東心斎橋一丁目16番29号  
株式会社ポーネルド
- 6 契約金額（税込み）  
5,000,000円
- 7 契約内容  
洛西地域のにぎわい創出に資する取組促進及び交流促進によるまちづくり推進業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
洛西地域に隣接している「京都市交流促進・まちづくりプラザ」において実施している以下の取組内容と合致しており、この取組を広く洛西地域にも展開していくことが望まれる。
  - ・ 親子のあそび場「ガタゴト」を中心にあそびを通じた親子同士のつながりの場の創出
  - ・ まちづくり相談からのマッチング等よる人と人との交流をきっかけに多世代の様々な地域の  
人とのコミュニティ形成に向けた取組以上のことから、本事業を、効率的・効果的に実施し、かつ交流促進・まちづくりプラザ施設の運営とも連携することで、洛西地域全体の賑わいを創出していけるのは、交流促進・まちづくりプラザ指定管理者 株式会社ポーネルドしかいないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
御池公共地下道コンソーシアム  
京都市中京区御池通寺町東入る下本能寺町492番地の1  
代表 京都御池地下街株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
166,187,582円
- 7 契約内容  
御池公共地下道の仕上材の点検管理業務、軽微な補修業務、清掃業務、出入口の開閉及び巡視業務、設備の管理業務及び軽微な補修業務、防犯・防災業務、光熱費の支払い業務、アート作品の維持管理業務等の御池公共地下道の管理委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
御池公共地下道及び接続通路部分の防災・防犯設備が、御池公共地下道コンソーシアムが管理する地下街の防災センターで一体管理するよう設計されており、不可分であるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
緑道維持管理業務
- 2 担当所属名  
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1  
京都醍醐センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,889,815円
- 7 契約内容  
パセオ・ダイゴロー西館と一体的に構成されている緑道の清掃、植栽の管理、設備の管理・維持修繕に関する事及びI T V監視に関する事等の緑道の管理委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都醍醐センター株式会社の施設のひとつである防災センターが、パセオ・ダイゴロー西館及び周辺全体の防犯・防災を一体的に集中管理・運営しており、不可分であるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
パセオ・ダイゴロー西館市施設共用部分維持管理業務
- 2 担当所属名  
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1  
京都醍醐センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,196,571円
- 7 契約内容  
パセオ・ダイゴロー西館の京都市の所管施設（都市計画局、文化市民局、保健福祉局、教育委員会）が共用する部分の清掃、設備の管理・維持修繕に関すること及びI T V監視に関すること等の管理委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都醍醐センター株式会社の施設のひとつである防災センターが、パセオ・ダイゴロー西館及び周辺全体の防犯・防災を一体的に集中管理・運営しており、不可分であるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
伝統的構法を用いた木造建築物の構造解析等及び図書省略認定等取得業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局建築指導部建築審査課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区姉小路通柳馬場東入る菊屋町562森口ビル2階  
株式会社立石構造設計
- 6 契約金額（税込み）  
19,800,000円
- 7 契約内容  
伝統的構法を用いた木造建築物の新築が促進されるよう、構造解析等の業務等を委託するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 本委託契約は、伝統的構法を用いた木造建築物の新築が促進されるよう、仕様書作成及び構造解析を行い、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ（1）及び（2）の規定に基づく国土交通大臣の認定（以下「図書省略認定」という。）を取得することを目的としている。
  - (2) 本委託契約は、令和7年4月に予定されている改正建築基準法の施行に合わせて運用を開始することで最も大きな成果を期待できることから、履行期間を令和7年3月までとしている。
  - (3) 伝統的構法に関する図書省略認定の取得は全国初の試みであり、1年という短期間で目的を達成するためには、伝統的構法を用いた木造建築物の構造解析等や図書省略認定に関するノウハウが必要である。
  - (4) 上記（1）から（3）より、本委託契約では、次の資格が必要である。
    - ア 伝統的構法を用いた木造の構造設計業務において複数の実績を有するものであること。（限界耐力計算、時刻歴応答解析（大臣認定を取得したものに限り、免震建築物を除く。）とともに実績を有する者に限る。）
    - イ 建築基準法第68条の10、第68条の25若しくは第68条の26又は同法旧第38条の認定を取得した業務（木造建築物の構造方法（部材のみのものを除く。）に限る。）において実績を有する者であること。

- (5) 本委託契約で定める上記(4)の資格要件の両方を満たす者が他になく、特定の者でなければ契約の内容を履行することができないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、株式会社 立石構造設計との随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他